平成31年1月4日
松阪市建築開発課

【ご来庁の皆さまへ】

2項道路の取扱いについてのお知らせ

日頃は、本市の建築行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、松阪市では平成24年6月8日松阪市告示第180号「松阪市建築基準法第42条第2項に係る道路に関する指導要綱」に基づき、2項道路に接する敷地に建築確認申請を行う際に、建築基準法第42条第2項に係る道路状況報告書兼誓約書を提出していただいているところですが、2019年（平成31）年10月から同要綱の廃止を検討しています。

同要綱を廃止した場合、**2019年（平成31年）10月以降に建築確認申請を受付したものについては、2項道路の後退部分にある既存の建築物（門、塀等を含む。）は除却していただくことになります**ので、あらかじめご了知いただきますようお願いいたします。ただし、当該建築物が2項道路の指定を受ける以前から存在している場合は、この限りではありません。

なお、廃止の時期については諸事情により延期になる場合があります。

○事務連絡
松阪市建設部建築開発課
指導防災係
TEL：0598-53-4070
FAX：0596-26-9118

≪2項道路セットバック内に既存建築物（塀、門を含む。）がある場合≫

【これまでの流れ】

○建築基準法第４２条第２項に係る道路状況報告書兼誓約書【提出】
・後退部分の既存建築物の有無及び撤去計画を記載
・誓約書を記入することで、撤去せず現状のままとすることが可能

↓

○建築確認申請　⇒【確認済】　⇒工事　⇒完了検査　⇒【完了検査済】
・セットバック内に既存建築物が残っていても完了検査証が交付される。

【2019年（平成31年）10月以降の流れ】

○建築確認申請　⇒【確認済】
・セットバック内の既存建築物は撤去する計画
・2019(H31).10.1以降の確認申請受付分から適用

↓

○工事
・セットバック内の既存建築物を撤去

↓

○完了検査　⇒　【完了検査済】
・セットバック内の既存建築物がないことを確認